# 特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて (平成20年3月5日保医発第0305003号)

### 第2 届出に関する手続き

4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に定めがある場合を除き、実績期間を要しない。

ただし、以下に定める施設基準については、それぞれ以下に定めるところによる。

(2) 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図及び光トポグラフィー、ポジトロン断層撮影、特殊C <del>T撮影及び特殊MR I 撮影、</del>ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影に係る施設共同 利用率及び輸血管理料に係る新鮮凍結血漿・赤血球濃厚液割合等

### 第3 届出受理後の措置等

1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に変更の届出を行うものであること。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の翌月<u>(変更の届出について、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理された場合には当該月の1日)</u>から変更後の特掲診療料を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の特掲診療料を算定すること。

### 第4 経過措置等

表 1 新たに施設基準が創設されたことにより、平成20年4月以降において当該点数を算定する に当たり届出の必要なもの

(略)

在宅療養支援歯科診療所

血液細胞核酸增幅同定検査

検体検査管理加算(Ⅱ)

(略)

外来化学療法加算 21

(略)

表2 施設基準の改正により、平成20年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成20年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの (略)

外来化学療法加算+2

<del>脳血管疾患等リハビリテーション料(I)</del>

### 別添1

特掲診療料の施設基準等

### 第11 ハイリスク妊産婦共同管理料

[早產指数 (tocolysis ind<del>ie</del>x)]

スコア	0	1	2	3	4
子宮収縮	無	不規則	規則的	_	_
破水	無	_	高位破水	_	低位破水
出血	無	有	_	_	_
子宮口の開大度	無	1 cm	2 cm	3 ст	4 ㎝以上

### 第12の3 後期高齢者診療料

- 2 届出に関する事項
  - (2) 療養を行うにつき必要な研修を修了していること<del>が確認できる文書を添付すること</del>を届出るに当たっては、届出書に研修の名称、主催者、受講日を記入するか。、研修会等の修了証の写しを添付することで良いこと。なお、平成20年度の届出に当たっては、平成17年4月1日以降の研修を対象とする。また、平成21年度以降の届出に当たっては、届出日から3年以内の研修を対象とする。

### 第18 血液細胞核酸增幅同定検査

 血液細胞核酸増幅同定検査に関する施設基準 検体検査管理加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の施設基準に準ずる。

# 第30 画像診断管理加算(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)

- 2 画像診断管理加算2に関する施設基準
  - (2) (略)
  - (3) 当該保険医療機関において実施されるすべての核医学<del>撮影</del>診断、CT撮影及び<del>コンピューター断層撮影</del>MRI撮影について、(2)に規定する医師の下に画像情報の管理が行われていること。

## 第37 外来化学療法加算

- 2 外来化学療法加算2に関する施設基準
  - (5) 外来化学療法加算の届出に当たっては、関節リウマチ患者及びクローン患者に対するイン フリキシマブ製剤の投与についても、悪性腫瘍の患者に対する抗悪性腫瘍剤の投与と同等の

体制を確保することが原則であるが、常勤薬剤師の確保が直ちに困難な場合であって、既に 関節リウマチ患者及びクローン病患者の診療を行っている診療所であって、改正前の外来化 学療法加算の算定を行っている診療所については、外来化学療法加算2の届出を行うことが できる。

### 第38 心大血管疾患リハビリテーション料(I)

- 1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)に関する施設基準
  - (2) 心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士及び専従の常勤看護師が合わせて2名以上勤務していること<u>又は専従の常勤理学療法士もしくは専従の常勤看護師のいずれか一方が2名以上勤務していること</u>。ただし、いずれ<del>か一方は</del>の場合であっても、2名のうち1名は専任の従事者でも差し支えないこと。また、これらの者については、回復期リハビリテーション病棟の配置従事者との兼任はできないこと。

### 第40の2 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)に関する施設基準
  - (1)から(6) (略)

### 第44 呼吸器リハビリテーション料(I)

- 2 届出に関する事項
- (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、 専従・非専従、専任・非専任の別)及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。 なお、従事者が呼吸器リハビリテーションの経験を有する者である場合は勤務歴等を備考欄 に記載すること。

## 第45 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)

- 2 届出に関する事項
  - (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、 専従・非専従、専任・非専任の別)及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。 なお、従事者が呼吸器リハビリテーションの経験を有する者である場合は勤務歴等を備考欄 に記載すること。

### 第47 障害児(者) リハビリテーション料

- 1 障害児(者)リハビリテーション料に関する施設基準
  - (1) 当該リハビリテーションを実施する保険医療機関は、次のいずれかであること。
    - ア 児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設
    - イ 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
    - ウ 児童福祉法第7条第6項に規定する国立高度専門医療センター
    - エ 児童福祉法第7条第6項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定する医療機関
    - オ 当該保険医療機関においてリハビリテーションを実施している外来患者のうち、概ね8

割以上が別表第十の二に該当する患者(ただし加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く。)である医療機関<u>(概ね8割であることの要件については、暦月で3か</u>月を超えない期間の1割以内の変動である場合には、要件を満たすものであること。)

- 第67の2 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術
  - 1 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交 換術に関する施設基準
    - (3) 開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて年間30例以上実施しており、かつ、 <del>両室ペーシング機能付き埋込型除細動器ペースメーカー</del>移植術を年間10例以上実施している こと。